

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年10月17日)

開催日及び場所		令和7年9月9日（火）北陸農政局第1・2会議室
委員		中田 博繁（弁護士） 古谷 まゆみ（公認会計士） 大割 篤孝（ジャーナリスト）
審議対象期間		令和7年4月1日～令和7年6月30日
審議対象案件		202件うち、1者応札（応募）案件 44件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 2.5%) (抽出率 6.8%)
工事	一般競争	
	指名競争	公募型指名競争 該当なし
		工事希望型競争 該当なし
		その他の指名競争 抽出なし
	随意契約	
抽出案件内訳	一般競争	
	指名競争	公募型競争 該当なし
		簡易公募型競争 抽出なし
		その他の指名競争 該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル 該当なし
		簡易公募型プロポーザル 1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		標準型プロポーザル 該当なし
		その他の随意契約 該当なし
物品役務等	一般競争	
	指名競争	
	随意契約（企画競争・公募）	
	随意契約（その他）	
(特記事項) なし		

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
	<p>1 一般競争</p> <p>関川用水農業水利事業</p> <p>幹線用水路水門設備他改修（その2）工事</p>	
委員からの意見・質問それに対する回答	<p>◆アンケート調査の回答において、「1者参加が想定されるような案件については、今年度から適用されると聞いている「参加者確認型随意契約方式」をされることで、発注者受注者双方の業務効率化につながる」旨の意見があるが、1者参加が想定されるような案件とはどういうことを指しているのか。</p> <p>また、参加者確認型随意契約方式とはどういう契約方式なのか。</p> <p>◆アンケートの回答では、現場塗装塗替えや土木工事は、採算性が合わないことが多いとの意見もあるが、工事としては誰でも参加出来るような内容であり、1者参加が想定されるような案件である旨の意見について理解できない。</p> <p>◆業者からは、現場塗装工事と土木工事を分けて発注して欲しいという意見なのか。</p> <p>◆距離に隔たりがある平場の工事とダムの工事を一つの案件として発注した理由は。</p> <p>◆このような発注方法は一般的なの</p>	<p>◆機械設備を新設し、その後、修繕や部品交換等の保守工事を実施する場合、過年度実績として競争参加者があまり見込まれない場合がある。参加者確認型随意契約方式とは、通常の一般競争の場合、入札公告後、競争参加資格申請書を提出していただくことになるが、当該契約方式では、公募により、既設メーカー以外の業者を対象に、競争参加意思の者の有無を確認し、競争参加意思表明者がいる場合は一般競争契約方式へ移行し、あらためて公告を行う。他に参加意思表明者がいなければ既設メーカーと随意契約の手続きを進める方式である。メリットとしては、入札手続きが省略化されるため、発注者及び受注者ともに時間短縮と事務手続の効率化が期待できる。</p> <p>◆今回の工事は、平場の水門設備の改修工事と山場の笹ヶ峰ダムの緊急放流の副ゲートのスクリーン設置となっており、主となる山場の工事について、工事現場等の条件が厳しい（標高 1,200m以上の高地）笹ヶ峰ダムの工事内容を考慮し回答された意見であると推測する。</p> <p>◆そのような意見と思われるが、今回は同種の工事として、まとめて発注を行った。</p> <p>◆水門及びダムの施設機械に係る工事を一体的に施工する意図から、1件にまとめて発注したものである。</p> <p>◆一般的に、事業完了時において周辺整備</p>

	<p>か。</p> <p>◆どちらの工事もできる業者を対象として発注したのか。</p> <p>◆どちらの工事も施工できる業者が少なかったため、1者応札となったのか。</p> <p>◆現場塗装塗替えや土木工事は、採算が合わない事が多いのは、まとめて発注することで業者が被ることが多いからなのか。</p> <p>◆ダム工事の工事価格が大きく、平場の工事価格が小さいため、一つの案件にまとめたのか。</p> <p>◆1者応札のチェックシートについて</p> <p>の雑工事を一体的に発注するケースはよくある。当該地区も事業完了に向け事業を進めているところであり、今回については、同一の業者であっても対応可能な鋼構造物のみを対象とした工事で、得意分野を活かしていただけるものではないかと考え発注したものと考える。</p> <p>◆然り。</p> <p>◆発注者側として、ダム工事について業者が参加しづらい面があったことを読み切れなかった部分はあるが、工事を分けた場合、水門の工事のみであれば、比較的容易な工事として複数の入札参加業者が期待できたかもしれないが、ダム工事に参加する業者数は変わらなかつた可能性はある。</p> <p>◆まとめて発注することで採算が合わないのは、工事場所が分散することにあるのではないかと考える。工事場所までの移動距離については、平均値で積算し予定価格をたてるが、実態として各所を経由して工事場所へ向かうケースもあり、採算が合わないという声は聞いている。また、工事内容によっては、歩掛や適用する資材価格等が各業者によって異なることも一つの要因と推測する。見積採用により、実態に合った価格を算出して欲しいという意見もあり、一部参考見積を徴取しているものの、全ての業者の見積価格を採用できないため、ある程度市場原理に委ねざるを得ない部分はある。</p> <p>◆請負工事の金額が少額の場合、入札参加業者も少なくなるため、まとめて発注したのも理由の一つである。</p> <p>◆然り。</p>
--	---

<p>は、従前から1者応札となった場合に当該様式を使用しているのか。1者応札となった結果に対し、競争が働くよう1者応札の改善に向けた工夫をしていること自体は資料で伺うことができる。</p> <p>◆今回の案件で採用している見積活用方式については、入札に参加する意思のある業者から見積書を求め、提出された見積金額をもとに予定価格を決定した上で、入札を行う方式と思われるが、業者としては予定価格を知り得ないにしても、見積書を提出することで、見積金額にある程度沿った価格が予定価格の前提とされることから、安心して入札に参加できるという効果があるのか。</p> <p>◆参加者確認型随意契約方式について、入札に参加する意思のある業者が複数いなかつた場合、随意契約となるが、当該方式自体は1者応札をなるべく防ぐための方式になることにはあたらないと思うが、どのような位置付けなのか。</p>	<p>◆そのような効果はあると思われる。事前に見積依頼をかけることで、相手方へは希望価格に近い金額で積算を行う可能性があるというメッセージ性がある。また、見積の目的としては、発注者側が市場価格調査により標準的な歩掛等を想定している中で、実際の工事で使用する歩掛を把握し価格を置き換えることで、より実勢に沿った価格に近付けること、及び見積書を微取しなかった業者に対しても適正な価格により入札に参加してもらえることである。さらに見積を依頼することで、より多くの業者が入札に参加していただける効果も期待できる。</p> <p>◆最近の公共事業では応札者がいない事態が多くなりつつある。発注しても不調が続き予算が執行できることとなり、税金が正しく使われないことにつながってしまうため、参加者確認型随意契約方式は契約を確保することが前提としてある。どこで競争性を確保するかの論点となるが、例えば国交省では、災害時等の復旧にあたり、何かあった場合は、特定の業者に請け負ってもらえるような事前契約を締結することにより、迅速な対応を図る。当該方式については、このような考え方には近いのではないかと思われる。競争性を優先することが前提であるが、無駄な時間を浪費し、執行できないよりも、一定程度の適正価格において、業者を確保し、迅速に工事を施工してもらうことを優先する観点である。</p>
---	--

	<p>◆1者応札改善チェックシートの改善余地には、「これ以上の改善余地が見込まれない。」旨の記載があるが、1者応札の改善策として、見積活用方式による対応を図ったことが、その判断理由なのか。また、その他改善に向けた検討の余地はあるのか見解を伺いたい。</p> <p>◆特定の事業所で1者応札の案件が多く見受けられるが、地域性（山間部）により条件的に困難であることが理由なのか。</p>	<p>◆見積活用方式が現在の制度の下で出来る最善策と考える。いろいろな改善策を図った上で見積活用方式を適用している経緯があり、現在の仕組みでは取りうる最善策であるが、当該方式で効果がなければ別的方式を検討していかなければならないと考えている。</p> <p>◆地域性もあるが、事業完了のタイミングも要因の一つと考える。事業完了時期には、発注すべき内容も自由度が少なく、雑工事が残ることから、業者からは敬遠されやすい傾向となってしまう。完了地区に関しては、競争性はなかったとしても請け負ってくれる業者がいて良かったというのが率直な感想である。</p>
--	---	--

	意 見・質 問	回 答 等
	<p>2 一般競争</p> <p>加治川用水農業水利事業</p> <p>乙見江支線用水路安全施設設置他工事</p>	
委員からの意見・質問それに対する回答	<p>◆本案件は上位2者の入札業者が同じ評価値であり、入札執行調書には予決令第83条による落札とあるが、落札者はくじで決定したのか。</p> <p>◆予定価格からするとC等級の工事であるが、参加者拡大を図るため、B等級の競争参加資格を持つ者を追加している。上位であるB等級の者を追加した場合、B等級の者が受注しやすくなってしまうのではないかと思われるが、工事のランクによる本来の資格者と追加する資格者との兼ね合いはどのような考え方で決定しているのか。</p> <p>◆どのくらいの数を目安に追加を考えるのか。</p>	<p>◆入札金額を含む総合評価の評価値が同率であったため、予算決算及び会計令第83条の規定に基づき、くじ引きを行って落札者を決定した。</p> <p>◆ケースバイケースである。全般的には、適正なレベルで競争してもらえるよう競争参加資格者の等級を決めているが、業者数が全体的に少なくなっていることもあります、競争に参加してもらえない場合やC等級だけの競争では、資格を有する者が数者で1者のみの参加により競争性がなくなってしまう場合が懸念される。よってB等級の資格者を追加することにより、競争参加資格者数の確保を図れる。元々B等級の工事にA等級の競争参加資格を持つ者を追加したとしても、利益が少ない等の理由から競争参加を見送る場合があり、結果として地域に密着し小回りのきく地元業者が競争に参加し請け負うケースもある。むやみに競争参加資格者を追加しているわけではなく、全体として競争参加資格者数が少ないと考えられる場合に業者を追加する場合がある。</p> <p>◆工事の特殊性及び請負可能な業者数等から、業者数が少ないと判断した場合、競争参加業者の確保を図るために追加を検討する。</p>

	意 見・質 問	回 答 等
	<p>3 一般競争 全体実施設計 阿賀野川左岸地区全体実施設計他業務</p>	
委員からの意見・質問それに対する回答	<p>◆土地改良事業計画の作成において、調査計画段階と実施設計で業者は変わらぬのか。</p> <p>◆全体実施設計となると、全国のコンサルタント業者でも受注可能な者はかなり少ないのか。</p> <p>◆今回の入札に参加している2業者は、他の案件でもよく応札されている。今回の案件において、評価項目のうち、業務への取組方針に大きな差が生まれているのは、地区調査等の業務を手掛けている者は、地域の状況や実情に詳しくなり、設計や提案内容等に反映され、評価が違ってくることが要因なのか。</p> <p>◆入札説明書を取得した者が16者いたにもかかわらず、競争に参加した者は2者であり、なぜこんなに減るのか、また、(入札業者)2者で評価に差が出ることに疑問を感じていたが、説明に</p>	<p>◆当該地区においては、地区調査の業務を担当した業者が全体実施設計業務でも受注している。地区調査の段階で参加している業者は該当地区の事情に詳しくなるため、高い評価を得る可能性が高いことから、継続的に全体実施設計の業務の競争に参加するパターンは非常に多い。但し、多様な視点を取り入れた業務内容で案件を発注していることから、参加業者も幅広く、その中で受注業者を決定することとなる。</p> <p>◆どの程度の業者数が多寡の判断基準になるかは別として、全国規模で国営事業に関わってくる業者数は少なくとも2桁はある。業務エリア、専門分野(ダム、水利施設、農地)や事業内容等により各社で違いはあるが、特定の業者のみ参加するというわけではない。</p> <p>◆その部分はあると考える。実績のある業者は、過年度の成果を踏まえ、当局が期待する業務内容を予測し、今後の発注案件に向けた提案をするので差が出る。また、過去に実施した国営事業の資料を有する業者は新規参加者と競争する際は有利な材料となる。</p> <p>◆16者のうち競争に参加しなかった業者も、事業の動きに対して関心は持たれていたのではと推測する。業者としては本業務の競争へ参加しなくても、今後当該地区で発注されるその他業務等を想定し、今回の</p>

より競争が働きにくくなること等が理解できた。	事案を自らの経営戦略の参考とし、今後発注される別案件への参加を検討するのではないかと考える。全体的には競争性が一定程度保たれている。
------------------------	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>4 一般競争 水橋農地整備事業 先端技術導入実証調査管理検討（その1）業務</p> <p>◆当該業務（先端技術導入）の場合、受注可能な業者は少ないのか。</p> <p>◆アンケートの回答者は、入札説明書等のダウンロードを行った15者うち6者だったのか。</p> <p>◆アンケート後に、補足聞き取りを実施しているが、具体的な意図は何か。</p> <p>◆ほ場整備の経験のある人材が非常に少ないと影響しているのか。</p> <p>◆そういった人材はどこで育成するのか。（大学の）農学部なのか。</p>	<p>◆ＩＣＴやドローンを活用した測量や3次元の設計等の技術を持つ業者は増えているが、ほ場整備における設計等に対応可能な業者となるとかなり絞られてくる。</p> <p>◆然り。</p> <p>◆アンケートについては、定型の項目による回答であり、ほ場整備経験のある技術者及びＩＣＴ関連技術者の確保や人材育成等業界の実状を把握したいため、補足聞き取りを実施した。</p> <p>◆然り。</p> <p>◆大学の農業農村工学に関する学部においては先端技術を説明する講義等を行っているものの、ドローンを使った測量実習やＩＣＴ等を活用したデータ検証等は実践されていないのではないかと思われる。企業や官公庁に就職する等、社会人になって身に付ける技術であり、即戦力として獲得することはあまりないと聞いている。業界自体も発展途上の部分があり、先端技術を活用した業務を国営事業で実施することで、業界全体へ成果をフィードバックし、還元していくこととなる。逆に国営事業で実施していかないと県営事業や業者等に広がっていかない面もあり、現状、受注可能な業者は限定されているが、参加業者を募っているところである。</p>

	意 見・質 問	回 答 等
	<p>5 簡易公募型プロポーザル 国営土地改良事業地区調査 坂井北部地区事業計画書作成他業務</p>	
委員からの意見・質問それに対する回答	<p>◆福井県で国営事業が実施されていないことから、地場の業者で競争に参加できる者は少ないのか。</p> <p>◆簡易公募型プロポーザル方式について、今回は1者のみ参加表明し資料を提出しているが、通常は評価の高い7者を選定すると資料に記載がある。選定された者は、入札を行うのか。</p> <p>◆業務内容の詳細では、過年度の受益面積、営農計画及び費用対効果の整理・検討を行うと記載されているが、過年度とはいつのことなのか。</p> <p>◆事業計画書の作成にあたっては、当該調査を数年間継続していくことになるのか、あるいは、暫定であるが最終的なデータをもって事業計画の作成時に精査を図るのか。当該業務の位置付けについて伺いたい。</p>	<p>◆国営の事業構想を作成する業務となるため、全国規模でいろいろな知見を持つ業者でないとなかなか難しいと考える。国営事業地区において、全国規模の業者が受注するのは傾向としてはよくある。今後、いろいろな業務等を発注していく中、得意な分野や附帯県営事業クラスとなると参加してくる地場の業者も出てくるのではないかと考える。</p> <p>◆入札に参加する意思を表明した者から7者を選定し、さらに提出された技術提案書の最も評価点の高い1者を特定し、見積合せにより随意契約を締結する。</p> <p>◆毎年度調査を実施しており、昨年度のデータである。受益面積についても、地区内の調査を単年度で完了することは困難であること、また、農地転用や転作もあり、調査期間中は収集したデータのリバイスや補足等をかけ、最終的な完成品にもっていくという形になっている。</p> <p>◆将来像を見据えた営農計画の作成、受益面積等を精査していく上で、ここまで作れば終了というものは決まっていない。毎年ブラッシュアップし、より完成度の高い状態に磨き上げていく。但し、いずれかの段階で計画を固める必要があり、土地改良法の手続きに則り、国民への提示及び受益者等である農業者への提示及び同意を得て事業計画が固まるため、そのレベルまで事業計画書を作り上げていくことになる。</p>

<p>◆今回の業務で作成される事業計画書（案）をもって事業を進めていくかは不明であり、意見や検討の余地がでてくれれば、次年度に同様の業務が発注されることになるのか。</p> <p>◆随意契約審査調書では、「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合」に該当することを随意契約の理由としているが、案件の説明内容ではどこが該当しているのか不明である。</p> <p>◆当該業務の場合、人員×日当の金額で算定されるのか。</p>	<p>◆事業計画書については、農水省内での事業計画化に関する審査、土地改良区との協議や同意の取得及び県の営農・農業関係等と合意形成を図る必要から、同意等が得られる計画の作成を目指していくことになる。</p> <p>◆簡易公募型プロポーザル方式では、価格よりも提案内容に沿って業務を遂行することを重視しており、価格競争ではなく、技術提案書の最も優れた1者を特定した上で契約を行うことから、記載のとおり競争を許さない旨を随意契約の理由としている。</p> <p>◆業務量に見合った歩掛け、市場調査価格等により予定価格を作成し、業者と見積合せを行うことになるが、業者は予定価格を知りえないため、1回の見積合せでは合致しない場合もある。</p>
---	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対す る回答	その他全般	
	なし	
委 員 講 評		
<p>◆本日の委員会において、局長に対する意見の具申又は勧告が必要なことはなかった。資料及び説明等により、競争が働くよういろいろ苦労されていることが感じられた。今後も適正かつ公正な入札が執行されるようお願いしたい。</p>		